平成２１年（フ）第１６９６号
神戸市須磨区関守町３丁目３番９号
破産者　北村　眞澄
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８号
兵庫県宝塚市三笠町７－５、住民票上の住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目７番６号　ドムス若王寺203号
破産者　若松　正徳
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９３０号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目29番地の12
破産者　平沼達満こと　尹　　達満
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２１号
兵庫県西宮市六湛寺町２番―２―307号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市春日町２番15―102号
破産者　松丸　哲也
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２０号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目６番35―102号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1321号
破産者　山根みゆき
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第７３２号
熊本県宇城市松橋町豊崎2034番地８
破産者　田上　幸子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１７３号
北海道岩見沢市上幌向北１条３丁目728番地17
破産者　遠藤　久子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第５４０号
函館市松陰町32番２号ペラッツィ松陰105号、住民票上の住所札幌市中央区南６条西15丁目２番20―604号
破産者　佐々木映佳
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第９３号
神奈川県相模原市新磯野３―27―14―105、住民票上の住所神奈川県相模原市磯部1166番地１
破産者　川島　真弓
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７３２号
新潟県新潟市北区松浜新町20番28号、前住所新潟県新潟市北区太夫浜新町１丁目２番25号
破産者　倉島　芳也
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
富山市婦中町田島1185番地６、手続開始時の住所富山市堀川町420番地
破産者　池田ひろみ
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１７号
石川県小松市上小松町戊30番地１　第一アパート３号室、従前の住所石川県小松市長田町リ62番地３
破産者　中田　一仁
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１８７８号
京都市山科区御陵血洗町１番地の５　メゾン村上ＰＡＲＴ２―222号
破産者　宇野　　勝
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５０号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字脇山１番地の259
破産者　中田知世子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０号
京都府亀岡市西つつじケ丘大山台２丁目７番13号、開始決定時の住所京都府綾部市味方町薬師谷300番地の７
破産者　阿部　法文
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
奈良県奈良市都祁白石町1192番地の153
破産者　丸山　雅俊
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２１号
和歌山市本町５丁目23番地
破産者　徳田　佳子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０６号
和歌山市園部596番地の161　ブルースカイ１号館Ａ号室
破産者　髙橋　健太
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係